

## 平成30年度 事業計画 (福岡支部)

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>○現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正の疑いある事案については、保険給付適正化PTの議論を経て、調査の必要なものについて事業主への立入検査を行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請については十分な調査を行う。</li> <li>・傷病手当金と障害年金の併給調整を確実に実施する。</li> </ul> <p>○効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した効果的なレセプト点検を推進する。</li> <li>■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする (※) 査定率 = レセプト点検により査定(減額)した額 ÷ 医療費総額</li> </ul> <p>○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多部位(施術箇所が3部位以上)や頻回(施術日数が月15日以上)の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。</li> <li>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合(件数)について対前年度以下とする</li> </ul> <p>○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。</li> <li>・発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施により返納金債権の回収率の向上を図る。また、度重なる約束不履行者等に対しては、法的手続きを積極的に実施し確実に債権回収を行う。</li> <li>■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を93.0%以上とする ② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする</li> </ul>

	<p>○サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> </ul> <p>■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を88.0%以上とする</p> <p>○限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。また、同時に申請書の郵送化促進を図る。</li> </ul> <p>■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合（件数）を83.0%以上とする</p> <p>○被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。</li> </ul> <p>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を87.0%以上とする</p> <p>○オンライン資格確認の利用率向上に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格喪失後受診防止等を目的に、システムの利用率が低い医療機関には利用促進に繋がる情報提供及び案内を実施するとともに、医師会等への情報提供を通じ、システムを導入する医療機関の拡大を図る。</li> </ul> <p>■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を50.0%以上とする</p>
2. 戦略的保険者機能関係	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一</p> <p>I 医療等の質や効率性の向上</p> <p>II 加入者の健康度を高めること</p> <p>III 医療費等の適正化</p>

○データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）

- ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「重症化予防の対策」、「コラボヘルスの取組」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。

上位目標：2023年度末までに40～64歳男性（被保険者）のメタボリックシンドローム該当者割合を18.7%にする（2015年度21.1%、年0.3%低減）

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

特定健診受診率等の底上げを図るための分析を行い、その結果を踏まえ対応方針を策定する。また、事業者健診データの取得促進に向けて、労働局等との連携強化を図る。

●被保険者（40歳以上）（受診対象者数：678,707人）

■ KPI・生活習慣病予防健診 実施率 54.3%（実施見込者数：368,357人）

■ KPI・事業者健診データ 取得率 8.0%（取得見込者数：54,296人）

●被扶養者（受診対象者数：約215,745人）

■ KPI・特定健康診査 実施率 25.9%（実施見込者数：55,878人）

●健診の受診勧奨対策

（被保険者・生活習慣病予防健診）

- ・GISを活用したダイレクトメールによる個別受診勧奨の更なる拡充を行う。
- ・健診機関を活用し、生活習慣病予防健診への切替を促進する（健診機関全体会議等で周知及び依頼を行う）。
- ・事業所への健診申込書一斉発送時に健診結果等を分析した内容を掲載したチラシを同封し、事業主および被保険者の健診に対する意識を向上させ、受診を促す。
- ・情報提供サービスを活用したインターネットによる健診申込みを広報や電話勧奨等で促進し、事業主等の利便性を向上させることで受診申込み増加に繋げる。

(被保険者・事業者健診データ取得)

- ・ 県・労働局との連名通知による勧奨対象事業所を拡大しさらなる取得を促進する。
- ・ 新規データ取得の勧奨から経年データ取得も含めたデータ納品までの包括的な業務の外部委託を行い、データ取得の強化を図る
- ・ 大規模事業所を中心に、他グループと連携した事業所訪問などによるデータ取得を促進する。
- ・ 福岡県医師会の取組みである「医療情報ネットワーク」事業と連携し、医師会取得の健診データから協会けんぽ事業者健診データ分の取得ができるようスキームを確立しデータ取得を促進する。
- ・ 健康保険委員事業所を対象とした生活習慣病予防健診の勧奨および事業者健診データの取得勧奨を行う。
- ・ 大手健診機関との連携による健診推進経費を活用した問診票での個人同意によるデータ取得を行う。

(被扶養者・特定健診)

- ・ 過去 5 年間で特定健診を受診していない者に対し戸別訪問による受診勧奨を外部委託により実施する。
- ・ 市町村主催のがん検診と特定健診を同時に実施し、健診項目を充実させることで受診を促進する。
- ・ 県内全域をカバーしたショッピングモール等利便性の良い会場で集団健診を実施し受診を促進する。
- ・ 年度末に機会を限定した集団健診を実施することで受診を促進する。
- ・ 過去に集団健診を予約し、電話番号を把握している未受診者に対し電話による受診勧奨を外部委託により実施する。

ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成 30 年度からの制度見直しへの対応

平成 30 年度からの制度見直しを契機とし、「健診当日に初回面談の分割実施」ができるよう健診実施機関へ強力に働きかける。加えて、平成 30 年度からの特定保健指導の実施方法の見直しを契機として、新たな特定保健指導の手法の検討など、これまでの延長線上にない対策を検討する。

■ KPI：特定保健指導の実施率を 14.5%以上とする

●被保険者（受診対象者数： 87,489 人）

- ・ 特定保健指導 実施率 14.7%（実施見込者数： 12,825 人）  
（内訳）協会保健師実施分 7.7%（実施見込者数： 6,754 人）

アウトソーシング分 7.0% (実施見込者数: 6,071人)

●被扶養者 (受診対象者数: 4,861人)

- ・特定保健指導 実施率 11.6% (実施見込者数: 566人)

●保健指導の受診勧奨対策

【被保険者・協会保健師実施分】

- ・協会保健師は、事業所訪問による初回面談に注力する。併せて、継続支援を外部委託することにより、支援の手法や支援時間帯を拡大し、継続率や改善率の向上を図る。
- ・勧奨専門員を配置し、事業所へ電話や訪問で特定保健指導の内容周知及び利用勧奨を行い、利用者の拡大を図る。
- ・事業所へ対象者名簿および個人宛の通知文書を送付することにより、効果的に勧奨を実施し利用者の拡大を図る。

【被保険者・外部委託実施分】

- ・健診委託機関のうち特定保健指導未委託機関との新規契約を進め、利用者の拡大を図る。
- ・健診委託機関における、健診当日の初回面談実施を強化する。
- ・特定保健指導専門事業者に特定保健指導の勧奨を含めた委託を行い、ICT (タブレット) 活用による遠隔地などの特定保健指導を実施し地域拡大を図る。
- ・特定保健指導における血液検査等検査を推進し、特定保健指導の継続率向上を図る。
- ・特定保健指導委託機関を集めグループワークなどの研修を行い、効率的な利用勧奨の方法や効果的な支援のためのスキルアップを図り継続率や改善率の向上を図る。
- ・健診機関が産業医契約している事業所において、特定保健指導の実施を徹底するよう働きかける。

【被保険者・その他】

- ・保健指導実施済者に対し、健診日の10か月後を目安としてアフターフォローの通知を発送し、翌年度の健診結果改善につなげる。
- ・生活習慣や喫煙が医療費や健診結果にどう影響を及ぼすかを分析し保健指導の材料とする。

【被扶養者】

- ・市町村との連携やショッピングモール等で特定健診を受診した被扶養者に対して、健診当日の特定保健指導を実施する。

### iii) 重症化予防対策の推進

糖尿病・高血圧症の未治療者に対する重症化予防については、医療機関受診率をより高めていく取組を強化する。  
糖尿病性腎症の重症化予防については、かかりつけ医等との連携のもと療養支援を進めていく。

●糖尿病・高血圧症の未治療者に対して受診勧奨を実施する。

■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.1%以上とする

- ・一次勧奨文書発送件数13,000人、二次勧奨電話実施件数1,200人
- ・一次勧奨および二次勧奨による医療機関受診者数1,450人(11.1%)

●糖尿病性腎症重症化予防プログラムの実施

- ・ハイリスク者への受診勧奨および保健指導を実施する。
- ・プログラム参加勧奨対象者1,500人、プログラム参加者300人

### iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）

●健康宣言事業所数の拡大を図る。

- ・「健康宣言ふくおか」へのエントリーの促進を図ることを目的に、職員の事業所訪問による営業活動や各種広報媒体を活用した勧奨を実施する。また、関係団体の協力を得た広報やセミナーでの周知拡大を実施する。
- ・エントリーをした事業所に対し、「健康づくりアドバイザー」として保健師等の専門職を派遣するとともに事業所カルテを活用し、事業所の健康課題を踏まえた「健康宣言」の実施につなげる。専門職の派遣については、直営保健師等に加え、福岡県との連携による専門職の派遣も継続できるよう調整を図る。

●健康宣言事業所における取組の質の向上を図る。

- ・健康宣言事業所のうち、基準を満たした事業所について「健康づくり優良事業所」として認定する。また、取組の内容が特に優良であると認められる事業所を「健康づくり優良事業所ゴールド」として認定する。事業所のイメージアップに繋がるというインセンティブの提供を通して、事業所における職場の健康づくりを促進する。
- ・健康宣言事業所に対し、健康づくりに関するイベントやセミナー等の開催を積極的に情報提供する。

○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

〈加入者・事業主への情報発信〉

- ・各種広報媒体により、加入者の健康に役立つ情報や健康保険制度に関する情報を発信する。また、関係機関と連携した広報も積極的に展開する。特に平成30年度からは加入者の行動を評価するインセンティブ制度が本格導入されることから、この機会をチャンスと捉え、本制度の指標にかかる各種数値を向上させるべく、重点的に広報し、加入者の健康増進を図る。

〈健康保険委員への情報発信〉

- ・実務研修会「健康保険サポーターゼミナール」を県内各会場にて開催し、制度周知を図る。
- ・広報誌「KENPO 'S 通信」を年5回程度発行し、健康保険委員へのタイムリーな情報提供を図る。

〈委嘱者数拡大を図る取組み〉

- ・健康保険委員未委嘱事業所に対し、職員の事業所訪問および文書による勧奨を実施する。
- ・新規適用事業所への実務研修会や年金委員研修会等、様々な機会をとらえた勧奨を実施する。

〈健康保険委員表彰の実施〉

- ・健康保険事業の推進及び発展のためにご尽力いただいた健康保険委員を対象とした健康保険委員表彰を実施し、健康保険事業の円滑な推進と健康保険委員事業の活性化、委嘱者数の拡大を図る。

■ KPI : ①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を36%以上とする

○ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉

- ・事業所別ジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、職員の事業所訪問による使用促進を実施する。
- ・調剤薬局に対し、ジェネリック情報提供ツール（薬局向け）による通知を実施し、ジェネリック医薬品の処方状況を把握してもらうことで、さらなる使用促進を図る。
- ・自己負担額軽減通知サービス事業の実施に向け、加入者に対し各種広報媒体により効果的な広報を実施する。
- ・各種広報媒体により加入者に対し広報を実施し、ジェネリック医薬品の周知及び使用促進を図る。
- ・福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会において積極的に意見発信するとともに、県及び福岡県薬剤師会との連携を図り、ジェネリック医薬品使用促進セミナー共同開催等の取組みを進める。

■ KPI : 福岡支部におけるジェネリック医薬品使用割合を75.2%以上とする

	<p>○パイロット事業の実施について〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度調査研究事業（多剤投薬と不適切処方等に関する調査研究等事業；～通知事業を視野に入れた基礎的研究～）の研究結果を踏まえ、平成 30 年度は該当者に対し通知文書を送付し効果検証を行う。通知後の成果および基礎的研究結果等を事業主および加入者へ情報発信するとともに、学会等にて報告する。</li> <li>・加入者の健康増進、医療費適正化、及び業務の効率化を推進する目的で本部から示される平成 31 年度パイロット事業の応募については、支部内で一定期間アイデアを募り、支部職員が作成した企画書を幹部職員が審査（プレゼンテーションを実施）し、採択された事業を応募することとする。</li> </ul> <p>○ウイルス性肝炎対策事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省（健康局 がん・疾病対策課官憲対策推進室）の「肝炎総合対策の推進」に基づき、ウイルス性肝炎患者等の肝がんへの移行を防ぐ（重症化）ことを目的に、平成 29 年度から継続して、以下の取り組みを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①B 型・C 型肝炎ウイルス検査の受検促進（契約健診機関の理解と協力体制の強化、ソーシャルマーケティングの手法を活用した受検勧奨）</li> <li>②陽性者の受診・受療の推進（福岡県・拠点病院との連携）</li> </ul> </li> </ul> <p>○医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ〈Ⅰ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療が見える化したデータベースを活用するとともに、地域ごとの医療提供の実態や偏りを分析し、地域医療構想調整会議の場で意見発信を行う。</li> <li>・医療提供体制等に係る分析結果について、加入者や事業主へ情報提供を行う。</li> </ul> <p>■ KPI：他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への支部参加率を 79.8%以上とする</p>
<p>3. 組織体制関係</p>	<p>○人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準人員に基づく適正な人員配置を実施していく。</li> </ul> <p>○人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部が実施する評価者研修などにより、適正に人事評価制度を運用する。</li> </ul>

	<p>○〇J Tを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇J Tを中心としつつ、効果的に階層別研修や、重点的な分野を対象に支部独自の研修及び本部研修の伝達を実施し、人材育成を推進する。</li> </ul> <p>○支部業績評価の本格実施に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部業績評価の本格実施に向けて、支部全体の各指標の数値向上を図る。</li> </ul> <p>○費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争入札や在庫管理等を適切に行い、経費の節減に努める。</li> <li>・100万円を超える調達については、原則として競争入札とし、随意契約がやむを得ないものは調達審査委員会で厳密に審査する。</li> <li>・調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査や公告後の業者への声掛けを実施し、一者応札案件の減少に努める。</li> </ul> <p>〈調達・執行の透明性の確保〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達や執行については、これらを適切に管理するとともにホームページより調達結果等を公表する。</li> </ul> <p>〈節電対策の実施〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度の最大使用電力を20%抑制した値を上限と定め、節電対策を実施する。</li> </ul>
--	--